

函館市監査公表第12号

函館市長から、財政援助団体等監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和2年9月29日

函館市監査委員 小 野 浩

函館市監査委員 本 間 裕 邦

函館市監査委員 板 倉 一 幸

函館市監査委員 藤 井 辰 吉



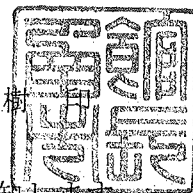
函 観 企

令和2年8月28日

措 置 通 知 書

函館市監査委員 様

函館市長 工 藤 壽 樹



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	観 光 部		
監 査 の 種 類	定期監査・ <u>財政援助団体等監査</u> ・その他（ ）		
監査等実施期間	令和元年11月5日～令和2年3月25日	講評日	令和2年3月30日
調査対象事項名	公の施設の指定管理者監査	施設名	函館市旧イギリス領事館 （開港記念館） 団体名 一般社団法人 函館国際観光 コンベンション協会
指摘事項、 <u>意見</u> ・要望事項			
<p>【指摘事項】</p> <p>(1) 意見</p> <p>旧イギリス領事館（開港記念館）の管理業務の委託に当たっては、協定書に付属されている要領に、受託者が参照とすべき管理に関する手続、手順や報告書類などについての具体的な業務内容が定められていなかった。</p> <p>受託者は、指定管理者制度導入以前から当該施設の管理を受託してきた実績などから実態として管理に問題はなかったものの、市が受託者に求めている業務と実務が乖離することも懸念されることから、業務処理要領において具体的な業務内容を定めるとともに、処理要領に基づき客観的な業務実施状況の確認や指導等により適正な施設管理に努められたい。</p>			
措置内容、対応・考え方等			
<p>旧イギリス領事館（開港記念館）については、令和3年3月末で現指定期間が満了し、同年4月から新たな指定期間となることから、当該指定期間に係る協定の締結に当たっては、改めて公の施設の施設管理者として受託者が参照すべき手続、手順や報告書類など具体的な業務内容を規定した業務処理要領を定めることとし、現指定期間中についても、当該処理要領に定めようとする手続きなどについて都度、口頭により指示しているところであり、今後においては、当該処理要領に基づき適正な施設管理に努めてまいります。</p>			